

暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

お知らせ

生活・仕事相談会を開催します

生活や仕事などに関する悩みごと、困りごとなどについてご相談ください。
【要事前予約】

開催日時

6月11日（火）
7月9日（火）

① 10時～10時50分
② 11時～11時50分の2回

開催場所

総合福祉センター
「ハピネス」

申込期限

開催日前日の午後3時まで
に電話、FAX、メールで予約してください。

相談料

無料

申込先・実施主体

自立相談支援事業所

「かみかわ生活あんしんセンター」

旭川市豊岡1条2丁目1-16

☎ 0166-38-8800

FAX 0166-33-0021

メール

anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

その他

相談開始時間確認等のため、センターにより電話連絡することがあります。

税のお知らせ

国民健康保険税

■後期高齢者支援金の課税限度額が変わります。

医療給付費・後期高齢者支援金・介護納付金の3本立ての構成になっておりますが、次のとおり後期高齢者支援金の課税限度額が変更になります。
※令和6年度納税通知書は8月中旬頃に通知します。

お問い合わせ

保健福祉課 医療給付係

☎ 4-2511

内線125

☆ 4-251104

税務住民課 税務係

☎ 4-2511

内線115

☆ 4-251103

令和5年度

医療給付費

課税限度額：65万円

後期高齢者支援金

課税限度額：22万円

介護納付金

課税限度額：17万円

令和6年度

医療給付費

(変更ありません)

課税限度額：65万円

後期高齢者支援金

課税限度額：24万円

介護納付金

(変更ありません)

課税限度額：17万円